



稲 総 第 907 号
平成 18 年 2 月 21 日

稲美町特別職報酬等審議会
会 長 藤本 正幸 様

稲美町長 赤 松 達 夫

特別職報酬等の額について（諮問）

稲美町特別職報酬等審議会条例(昭和 40 年稲美町条例第 200 号)第 2 条の規定に基づき、町長、助役及び教育長の給料の額並びに議会議員の報酬等の額を下記のとおり取り扱うことについて、貴審議会の意見を求めます。

記

1 町長、助役及び教育長の給料月額について、引き続き町税等の減収による財政状況の悪化のため、本年度も貴審議会答申(平成 17 年 2 月 24 日)に基づき、町長、助役及び教育長の給料月額を平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日の間、それぞれ 10%、8%、8%引き下げた。

経済状況は回復しているとはいいながら、昨今の社会及び経済の情勢を考慮すると、給料月額引下げの期限である平成 18 年 3 月 31 日以降においても、財政状況が劇的に改善されるとは考え難く、さらに厳しい財政運営を迫られものと考えられる。

ついては、平成 18 年 4 月 1 日以降においても、現在の引下げ措置を 1 年間継続すること。

2 議会議員の現行の報酬額が適当であるか。

[参考]

町長、助役及び教育長の給料月額並びに議会議員の報酬月額

職	～H16. 3. 31	H16. 4. 1～H18. 3. 31	H18. 4. 1～
町 長	890,000 円	801,000 円	←
助 役	730,000 円	671,600 円	←
教育長	690,000 円	634,800 円	←
議 長	415,000 円	←	←
副議長	320,000 円	←	←
委員会委員長	305,000 円	←	←
議会議員	295,000 円	←	←